

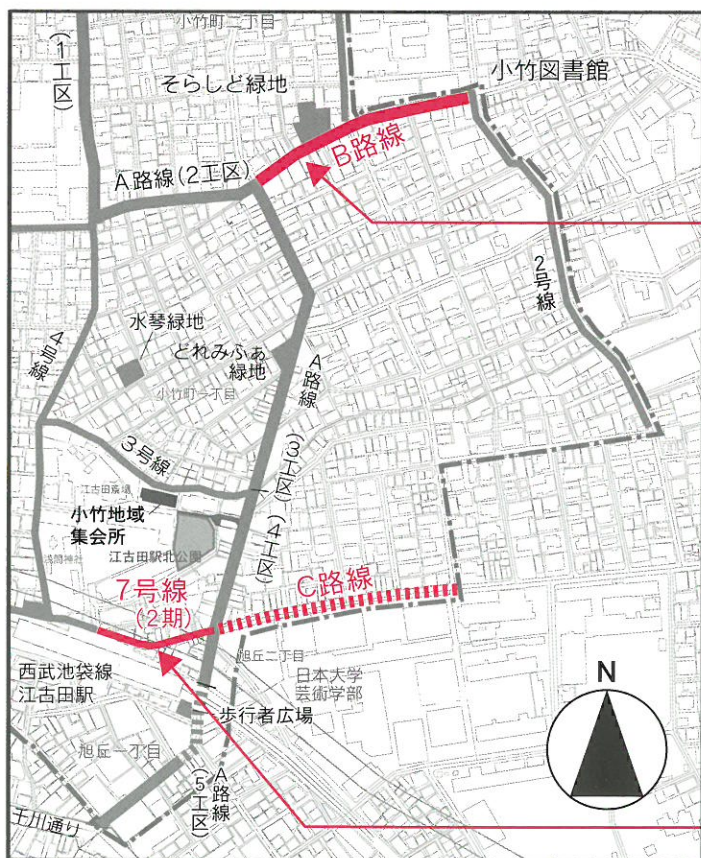


1 道路の整備について

生活幹線道路B路線および 主要生活道路7号線の道路整備が完了します

密集事業では、今年度3月末までに、生活幹線道路B路線および主要生活道路7号線の道路整備工事が完了する予定です。B路線は幅員9mで、うち6mの車道と両側に1.5m幅の歩道を整備し、7号線は幅員6mの道路で、うち3mの車道と両側に1.5m幅の歩道を整備します。

密集事業終了となる平成30年度は、日本大学芸術学部北側の生活幹線道路C路線の道路整備工事を進めていきます。工事の際は駅周辺の通行等にご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。



位置図▲

- 平成29年度の整備完了箇所
- - - 平成30年度の整備予定箇所



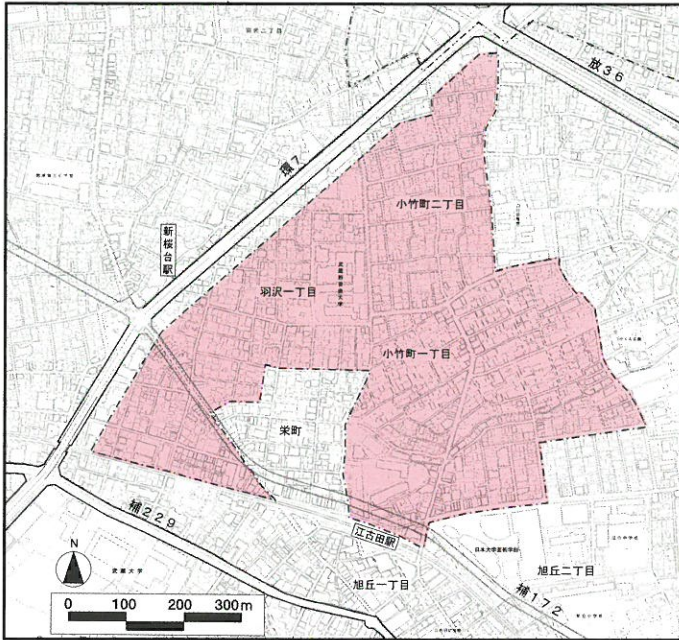
現在整備中の生活幹線道路B路線▲



現在整備中の主要生活道路7号線▲

2 江古田北部地区の地区計画について

江古田北部地区地区計画の都市計画決定をしました



練馬区は、平成23年度より、地区計画検討部会の皆様と一緒に地区計画の検討を進めてきました。昨年12月に案の公告・縦覧を行い、平成30年3月に「江古田北部地区地区計画」として都市計画決定しました。

今後、この地区内で建替え等を行う場合、事前に区への届出が必要となります。

なお、今年の6月を目途に、本地区の地区計画に関する建築条令改正の手続きを行う予定です。

◀ 江古田北部地区地区計画の区域
(旭丘一丁目、旭丘二丁目、小竹町一丁目、小竹町二丁目、栄町および羽沢一丁目各地内)

こんな時、届出が必要となります

地区計画の区域内で下の表に示すような行為を行う場合には、事前に「届出」を行う必要があります。「届出」は**工事着手の30日前**かつ建築確認申請の時までに行ってください。なお、下の表のような行為を行おうとする場合は、あらかじめ区にご相談ください。

届出を必要とする行為	(1) 土地の区画形質の変更 切土・盛土、道路・宅地の造成、敷地の分割など（開発許可が必要な場合を除く）
	(2) 建築物の建築・工作物の建設 建築物の新築・増改築、広告塔などの工作物の建設、門・塀および擁壁の築造など
	(3) 建築物等の用途の変更 建築物の使い途（用途）を変える
	(4) 建築物等の形態・色彩・意匠の変更 建築物の色彩の変更、看板の設置および取替など

お問い合わせ

<江古田地区の密集事業によるまちづくりについて>

練馬区都市整備部東部地域まちづくり課 03-5984-4749（直通） 担当 根木、本橋

<江古田北部地区地区計画について>

練馬区都市整備部地区計画担当 03-5984-1527（直通）